第6回廃棄物処理制度専門委員会

参考資料

不法投棄等不適正処理の類型について

実行者の区分

排出事業者

建設業 製造業 農林水産業 運輸·通信·販売業 等

許可業者

収集運搬業 中間処理業 最終処分業 収集運搬、中間処理、 最終処分業の兼業

無許可業者

複 数

排出事業者 許可業者 無許可業者

いずれかが 複数関<u>与</u>

土地所有者の関与等

不適正処理が行われ た土地の区分

中間処理施設又はその隣接地

積替保管施設 又はその隣接地

最終処分場又は その隣接地

廃棄物処理業以 外の事業所の 敷地内

その他

不適正処理が行われた土地の周辺の 土地利用形態

森林

農用地

住宅地

原野

工業用地業務用地

河川敷•海岸

その他

廃棄物の種類

建設系廃棄物

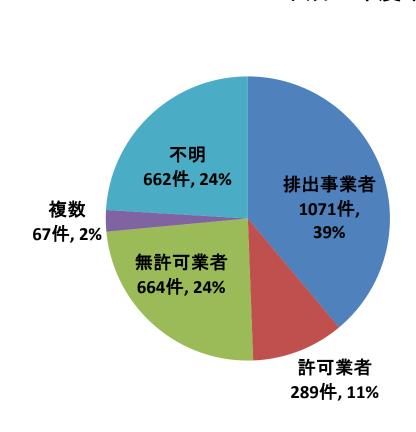
木くず がれき 建設混合廃棄物 廃プラスチック類 汚泥

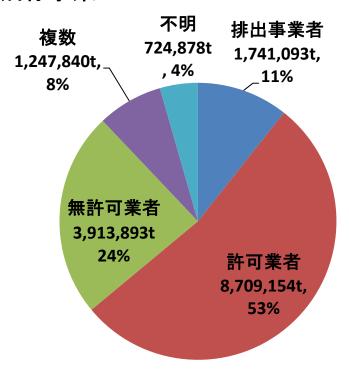
非建設系廃棄物

廃プラスチック類 廃油 汚泥 燃え殻 金属くず ガラス・陶磁器くず 木くず 鉱さい ゴムくず 動植物性残さ 動物のふん尿 繊維くず ばいじん 紙くず 廃アルカリ 2 廃酸 その他

実行者の区分

平成19年度末までの残存事案

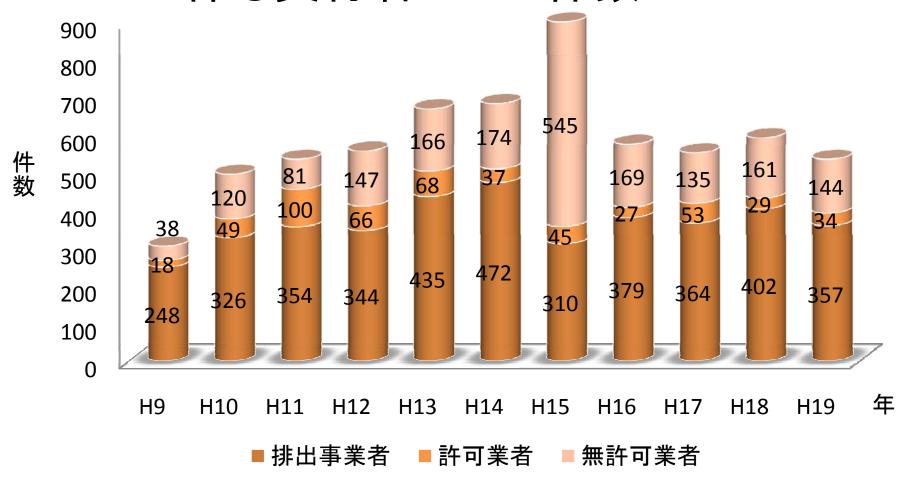




平成19年度残存件数 計:2,753件 投棄件数の内訳

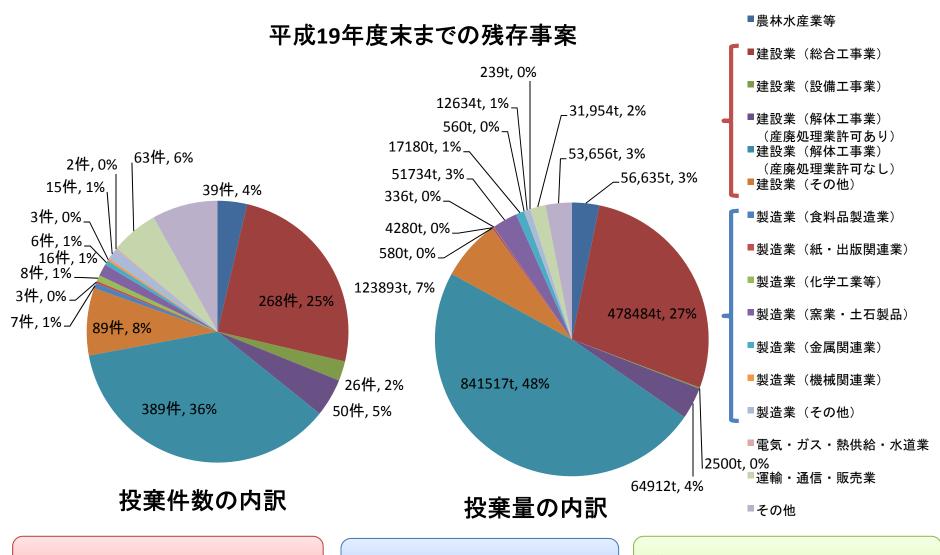
平成19年度残存量 計: 16,336,859t 投棄量の内訳

産業廃棄物事犯の不法投棄検挙件数 に係る実行者ごとの件数について



実行者が排出事業者である割合は、平成9年度から平成19年度における平均値として、約65%となっている。

視点1-1 排出事業者の業種の種類



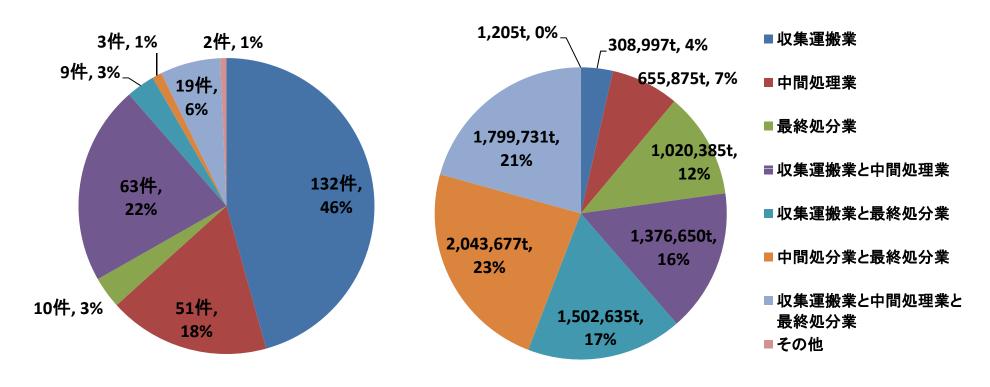
建設業:822件、1,511,306 t

製造業:58件、87,303 t

農林水産業:39件、56,635 t

視点1-2 許可業者の許可の種類

平成19年度末までの残存事案

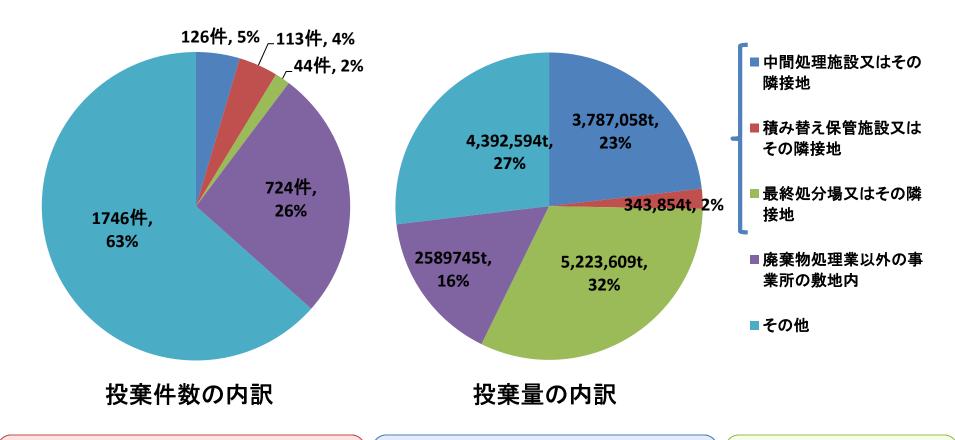


投棄件数の内訳

投棄量の内訳

不適正処理が行われた土地の区分

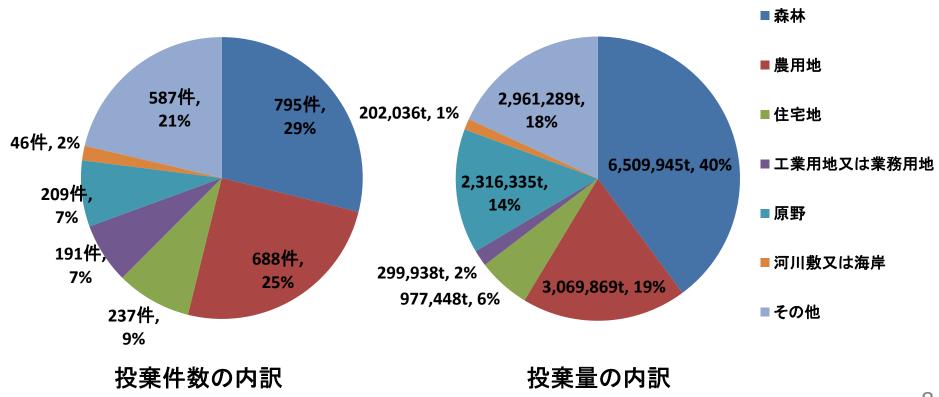
平成19年度末までの残存事案



廃棄物処理施設又はその隣接地 283件、9,354,521 t 廃棄物処理施設以外の隣接地 724件、2,589,745 t その他 1746件、4,392,594 t

不適正処理が行われた場所周辺の土地の利用形態

平成19年度末までの残存事案

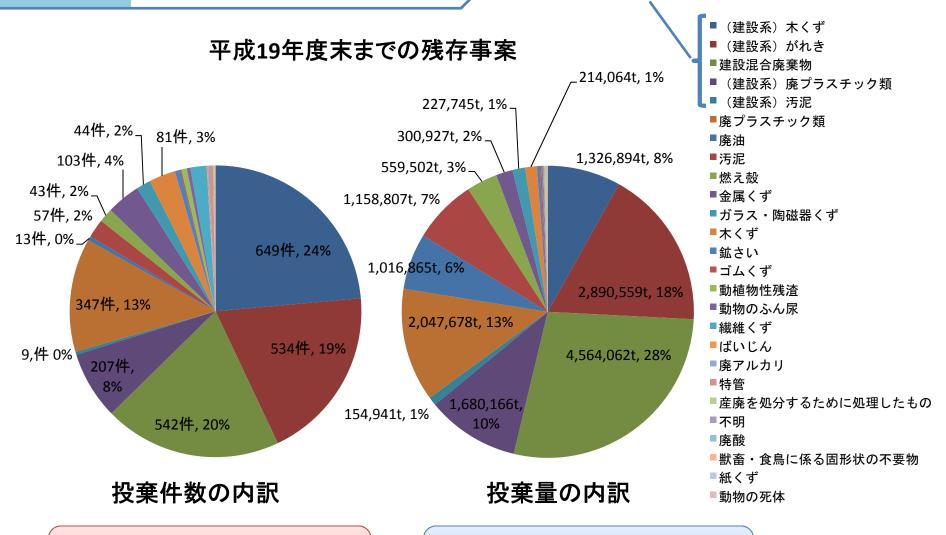


通常無人の土地 (森林、農用地、原野、河川又は海岸) 1,738件、12,098,185 t 通常有人の土地 (住宅地、工業用地または業務用地) 428件、1,277,386 t

その他 587件、2,961,289 t 8

代表的な廃棄物の種類

建設系廃棄物



建設系廃棄物 1,941件、10,616,622 t 非建設系廃棄物 812件、5,720,237 t

不法投棄の具体事例について

パターン1 排出事業者が行った不法投棄事例

パターン2 産業廃棄物処理業者が行った不法投棄事例

パターン3 産業廃棄物処理業者及び排出事業者が行った 不法投棄事例

パターン4 無許可業者が行い、土地所有者が関与した 不法投棄事例

パターン1 排出事業者が行った事例

く概要>

解体業者H社は、平成8年頃から他社の解体単価の7~8割の安価で解体を請け負い、解体に伴い発生した建設系廃棄物を自己所有地(自宅の敷地と親戚所有の近隣農地)で保管し、県からの再三にわたる指導を無視。

保管している廃棄物の撤去に応じないため、県は、平成18年7月に全量撤去を命じる措置命令を発出。

同月に県警が行為者を不法投棄で逮捕(平成19年5月に有罪確定。懲役刑2年・執行猶予3年、罰金刑100万円)

<不法投棄量>

堆積量 約4,400m³、面積1,400~1,500 m²、高さ約3~4m

<生活環境保全上の支障>

野積みされた廃棄物の飛散流出、崩落のおそれ

く要因>

排出事業者としては、許可業者にとっての許可のような取り消されるものがないことも、県の指導に従わなかった要因の一つと考えられる。



パターン2 産業廃棄物処理業者が行った事例 ①

く概要>

産業廃棄物収集運搬業(木くず、がれき類、汚泥、廃プラ等8品目)、処分業(木くず等の焼却、がれき類の破砕)の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたB社は、平成2年頃には、中間処理施設の敷地内に、約80,000 m³の建設系産業廃棄物を堆積させた。

市は、数十回にわたり行政指導を行ったが、B社は撤去指導に従うと主張しつつ、敷地内での堆積と並行し、隠蔽目的で隣接地に覆土しながら産業廃棄物をさらに埋め立てていた。

平成16年3月に不法投棄事案として発覚。平成17年に有罪が確定(法人:罰金刑1 億円、実質的経営者:懲役刑3年8ヶ月、罰金1千万円)。

<不法投棄量>

堆積量 数十万m³

<生活環境保全上の支障>

廃棄物層での燃焼による崩落や亀裂等によって有害物質を含む燃焼ガスが大気中へ噴出している。また、廃棄物の飛散、汚濁水の流出、急峻な法面部分の崩落のおそれがある。

く要因>

中間処理業者として、周辺地域から大量の産業廃棄物を継続・反復的に集めていた ため大規模化した。

中間処理施設の隣接地への投棄については、覆土等で隠蔽していたため発見が遅れた。また、保管について、措置命令の発出が困難等により厳正な対応ができないまま行政指導が長期化してしまった。



パターン2 産業廃棄物処理業者が行った事例 ②

く概要>

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業等の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたE社は、平成8年頃から、処理しきれない廃油等を滞留させはじめた。

県は、頻繁に行政指導を行ったが、平成13年には廃油類が入ったドラム缶等が200 0本を超える状況となった。その後平成14年にE社取締役(行為者)が死亡し、E社も破 産したため、大量の廃油等が放置されたまま現在に至っている。

<不法投棄量>

ドラム缶等 約2000本

<生活環境保全上の支障>

特別管理産業廃棄物を含む廃液等が公共用水域に流出するおそれ、火災による可燃性廃油の飛散流出のおそれ、有毒ガスの発生のおそれがある。

く要因>

中間処理業者として、周辺地域から大量の産業廃棄物を継続・反復的に受け入れていため、大規模化した。

県は、E社を存続させて処理を進めさせようとしたが、途中で取締役が死亡しE社も倒産状態となったため、処理する者が不在となり、放置されてしまうこととなった。



パターン3 産業廃棄物処理業者及び排出事業者が行った事例

く概要>

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業を取得して産業廃棄物の処理を行いながら、自ら解体業を行っていたG社は、平成元年頃から解体業から発生した自社廃棄物と処理業として受託した産業廃棄物を、平成11年頃から、中間処理施設敷地内に保管し、徐々に堆積させた。

県は改善命令を発したが、履行せず、許可が失効。平成18年夏には、堆積廃棄物から火災が発生し、現在も燻焼している。

<不法投棄量>

堆積量 約57,000m³、高さ 最大約15m

<生活環境保全上の支障>

再出火した場合の煤塵の飛散、悪臭の漏洩の増大、消火により発生した汚水による 水質汚濁等のおそれがある。

く要因>

県は、受託した廃棄物については、G社に「改善ができなければ許可を更新しない」として少しずつ撤去させていたが、G社の資金面の問題から撤去が進まなくなり、更新申請が提出されず、結果として許可失効に至った。

自社廃棄物については、排出事業者としては許可業者にとっての許可のような取り消されるものがないことも、県の指導に従わなかった要因の一つと考えられる。



パターン4 無許可業者が行い、土地所有者が関与()した事例

「関与」とは、単に行為者に土地や倉庫を貸与した場合なども広く含まれ、 不法投棄に加担している場合に限定されない。

く概要>

M産業は、平成16年頃から、借りた複数の倉庫に、硫酸ピッチ、スラッジ、廃タイヤ、建設系混合廃棄物、廃プラスチック類等の大量の産業廃棄物を搬入。廃タイヤ等の一部を売却して有価物と偽装し、硫酸ピッチやスラッジを、大量の廃タイヤ等で覆い隠蔽を図っていたが、平成17年に発覚、有罪確定(懲役刑4年10ヶ月、罰金刑500万円)。硫酸ピッチについては行政代執行により撤去。

倉庫所有者の一部は、廃棄物を搬入していたとは知らなかったと主張して、県も、行為者に加担した明確な事実の確認ができないため、倉庫所有者に措置命令を発出していない。

<不法投棄量>

堆積量 約16,600m³

<生活環境保全上の支障>

硫酸ピッチの漏洩による地下水の汚染、有毒ガスの発生等のおそれがある。

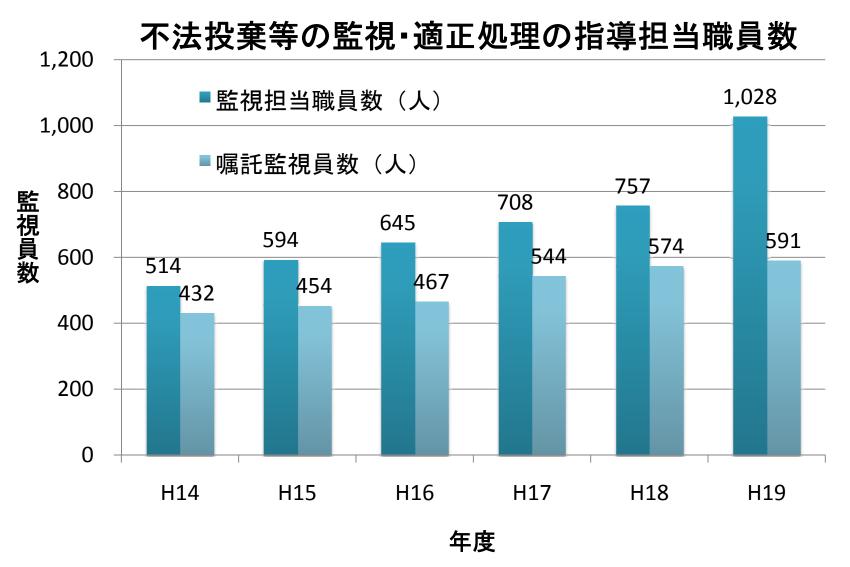
く要因>

M産業については、廃棄物を、リサイクルを目的とした資源であると主張し、かつ隠蔽工作を行っていたため、違法性の確認が遅れた。

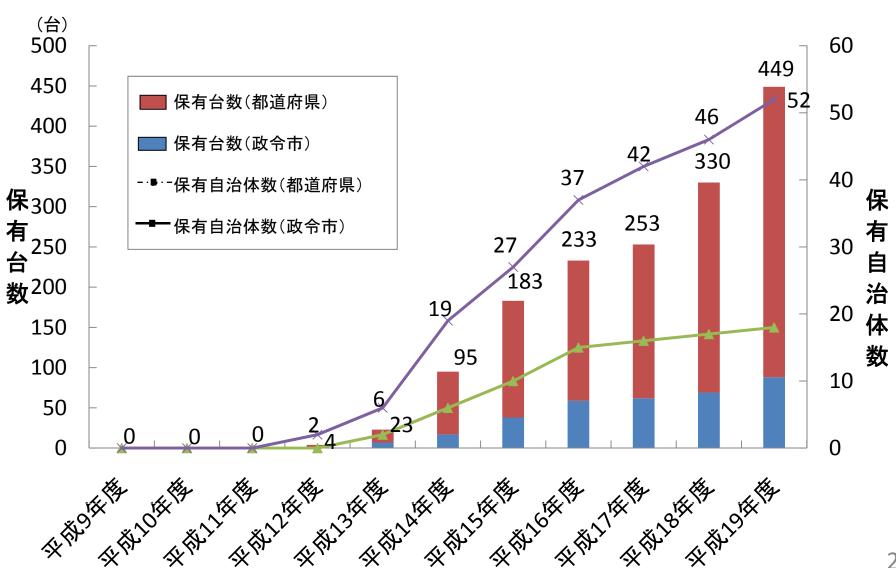
倉庫所有者(土地所有者)の中には、倉庫の隣地に居住している者もいたが、県は土地 所有者の違法性を確認することは困難であった。



不法投棄監視体制について



全国の固定式監視用カメラ保有自治体数と台数



報告徴収について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、廃棄物の処理、施設構造・維持管理に 関し、必要な報告を求めることができる。

拒否・虚偽報告については、30万円以下の罰金の対象となる。

報告徴収の対象者

- ① 排出事業者
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者 (無許可業者も含む。)
- ③ 廃棄物処理施設の設置者
- ④ 情報処理センター(電子マニフェスト情報に関する報告徴収)
- ⑤ 廃棄物が地下にある土地(旧最終処分場など)の土地所有者
- ⑥ 指定区域(廃棄物が地下にある土地で都道府県知事に指定された区域)において土地の形質変更を行う者

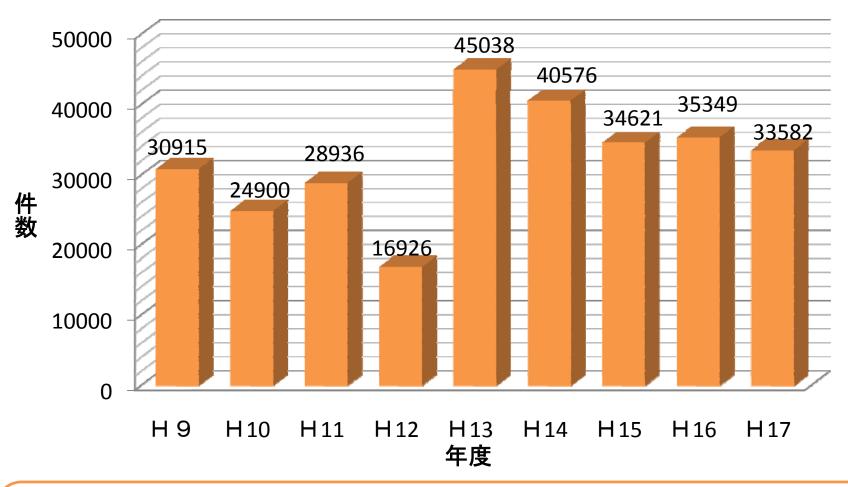


廃棄物の不適正処理が された土地の所有者



実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく報告徴収の対象とはならない。

産業廃棄物に係る報告徴収の件数



- 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、 措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図った。
- 〇 これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ 厳正に実施するべきであることを明確にした。
- 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても報告徴収を可能にした。

立入検査について

概要

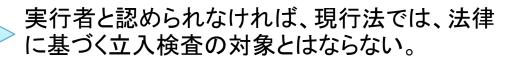
廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、その職員に、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関し、帳簿書類等の物件を検査させ、試験のために廃棄物を無償で収去させることができる。

拒否、妨害、忌避行為については、30万円以下の罰金の対象となる。

立入検査の対象

- ① 排出事業者の事務所・事業場
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者の事務所・ 事業場(無許可業者による不法投棄現場、無許可設置施設を含む。)
- ③ 廃棄物処理施設のある土地・建物
- ④ 廃棄物が地下にある土地(旧最終処分場など)

廃棄物の不適正処理がされた 土地の所有者の事務所

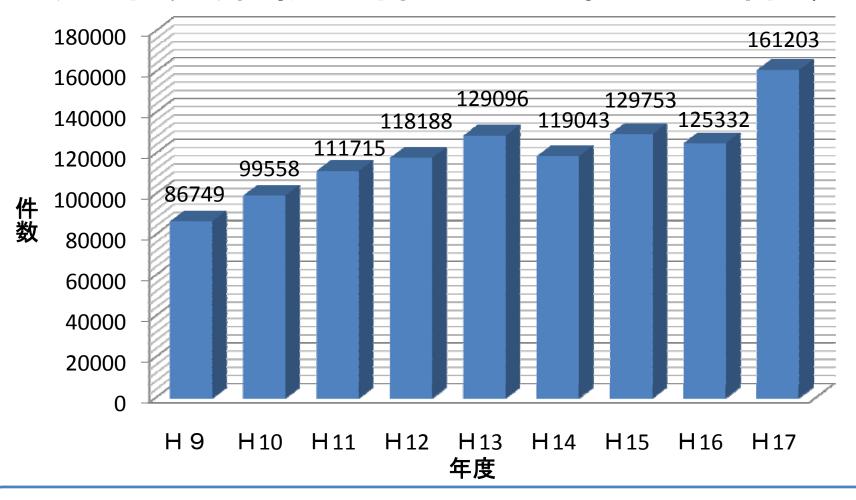


収集運搬車両



現行法では、法律に基づく立入検査の対象と はならない。(運転席にある書類の検査などができ ない。) 25

産業廃棄物に係る立入検査の件数



- 〇 平成12年法改正により、許可の欠格要件·取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、 措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図った。
- これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ 厳正に実施するべきであることを明確にした。
- 〇 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても立入検査を可能にした。

土地所有者が立入検査を拒否した事例

事例1

産業廃棄物の不法投棄の疑いが相当程度確実と思われる土地 (ゴルフ練習場)に立入検査を行うこととし、土地所有者へ当該土地 への立入り等の承諾を求める文書を送付。



土地所有者が私有地への立入を拒否。

事例2

産業廃棄物の不法投棄現場(残土処分場)に立入検査を行うこと とし、土地所有者に立ち入りを要求。



土地所有者が不法投棄現場入口をチェーンで封鎖し、 立入を拒否。

措置命令について

概要

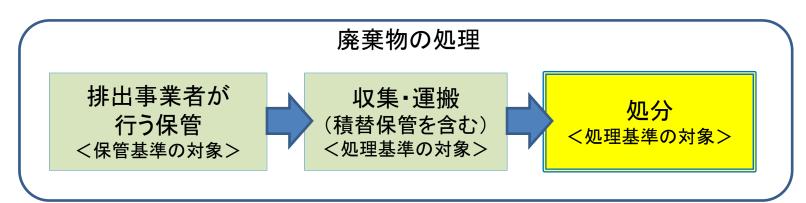
既に行われた違法な処分に起因する、生活環境保全上の支障等の除去・発生の防止のために必要な措置を講ずることを、行政が処分者等に対し命ずるもの。

発出要件

以下①②のいずれも満たすときに、発出することができる。

- ① 廃棄物の廃棄物処理基準に適合しない不適正な処分が行われたとき
- ② 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

現行法上、措置命令の対象となっている行為の範囲 _____



不適正な保管としては措置命令の対象とならないケース

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、保管施設において、不適正に保管(約9300m³、面積1500㎡、高さ14m)。県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m³積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがあるが、収集運搬に伴う保管のため、現行法上は措置命令の対象とならない(不法投棄と認定すれば可能。)。



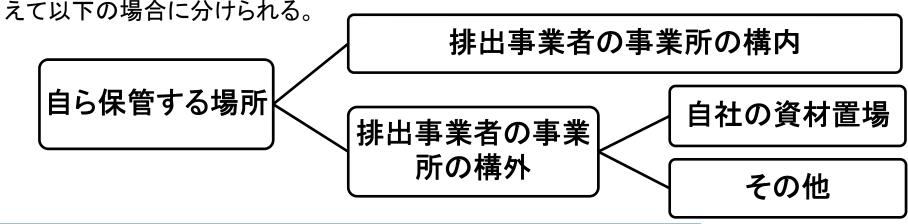
29

罰則について

| 対象となる違反行為 | 罰則 |
|---|--|
| 不法投棄・不法焼却(未遂も含む) 無許可営業、無許可施設設置 許可の不正取得 事業停止命令違反、措置命令違反 委託違反 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理基準違反 など | 5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこれらの併科 *下線は、法人重課の対 象であり、法人に対して、 1億円以下の罰金刑() |
| 委託基準違反、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪) など | 3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこれらの併科 |
| 欠格要件に該当した場合の届出違反 使用前検査の受検義務違反 マニフェスト義務違反 など | 6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金 |
| 帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否・虚偽報告 立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 など | 30万円以下の罰金 |

排出事業者が自ら保管を行う場合

排出事業者が、事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら保管する場合は、大きく考えているの場合に分けられる



排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、 生活環境保全上支障のないように保管しなければならない。

■ 保管場所

- ① 周囲に囲いが設けられていること、
- ② 見やすい箇所に、産業廃棄物保管場所であること・保管する産業廃棄物の種類・管理者の氏名と連絡先などを表示した縦横60センチ以上の掲示板を設けること
- 飛散流出等の防止措置
 - ① 汚水が生じるおそれがある場合、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ② 屋外で容器を用いず保管する場合、一定の高さを超えないようにすること
- 衛生管理

ねずみ・蚊・はえ等の害虫が発生しないようにすること

■ 収集運搬・処分に伴い保管する場合、数量制限

収集運搬に伴う保管:1日当たりの平均的搬出量の7日分の数量を超えないこと 処分に伴う保管:処理施設の1日当たりの処理能力の14分の数量を超えないこと

排出事業者による廃棄物の不適正な保管ケース1

土木建設業かつ解体工事業を営むA社が、家屋解体工事等に伴い生じた建設系 廃棄物を約7年間にわたり、自社の資材置場に不適正に保管(約3500m³、面積 850㎡、高さ10m)。

廃棄物の飛散・流出、木くず等の発火、硫化水素の発生などのおそれがある。



排出事業者による廃棄物の不適正な保管ケース2

解体業を営むB社が、解体工事に伴い生じた建設系廃棄物を約3年にわたり、 購入した山林に不適正に保管した(約7000m³、面積約1800㎡、高さ約10 m)。

廃棄物の飛散・流出、崩落、木くず等の発火(内部温度が60 以上になっている)などのおそれがある。





帳簿について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業者と一定の排出事業者は、事業場でとに、その日行った処理について帳簿を記載し、5年間保存しなければならない。帳簿の備付け違反、未記載、虚偽記載、保存義務違反については、30万円以下の罰金の対象となる。

帳簿は、行政が立入検査に入った際に重要な証拠書類となる。

帳簿義務の対象者

- ① 廃棄物処理業者
- ② 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために許可施設を設置している 排出事業者
- ③ 事業活動に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を処理する排出事業者

排出事業者の帳簿記載事項(現行法上の上記②③の排出事業者)

| 行う処理の種類 | 記載事項(産業廃棄物の種類毎) | | | |
|---------|--|--|--|--|
| 運搬 | ①運搬年月日、②運搬方法、運搬先ごとの運搬量、③積替保管を行う場合はその場所ごとの搬出量 | | | |
| 運搬の委託 | ①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③運搬先ごとの委託量 | | | |
| 処分 | ①処分年月日、②処分方法ごとの処分量、③処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 | | | |
| 処分の委託 | ①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③受託者ごとの委託の内容・委託量 | | | |

立入検査などの際に証拠となる物件

| | 排出事業者 | | | | |
|--------|------------------------|---|----------------|-------|---------------|
| | 産業廃棄物を自ら処理する場合 | | 特別管理産 業廃棄物を | 委託して処 | 産業廃棄物 処理業者 |
| | 許可施設を 設置してい ない場合 | | 自ら処理する場合 | 理する場合 | |
| マニフェスト | × | × | × | | |
| 帳簿 | × | | | × | |

建設系廃棄物の特殊性について

1. 排出場所が多く、かつ、一定でない

排出場所(建設工事現場)が短期間で変動することに加え、建設工事の件数が多いため、行政が把握することが難しい。

2. 事業形態が多層化・複雑化しており、排出事業者の特定が困難な場合がある

総合的管理監督機能を担う総合建設業(いわゆるゼネコン)と直接施工機能を担う専門工事業の分業関係から成り立ち、下請の重層化、複雑な取引関係がある建設業においては、建設工事の実施形態も多層化しており、かつ、契約形態も分離発注など様々にある。

このため、原則として元請業者が排出事業者となるが、契約形態によってはそうでない場合もあり、行政が現場において、排出事業者の特定が困難となる場合がある。

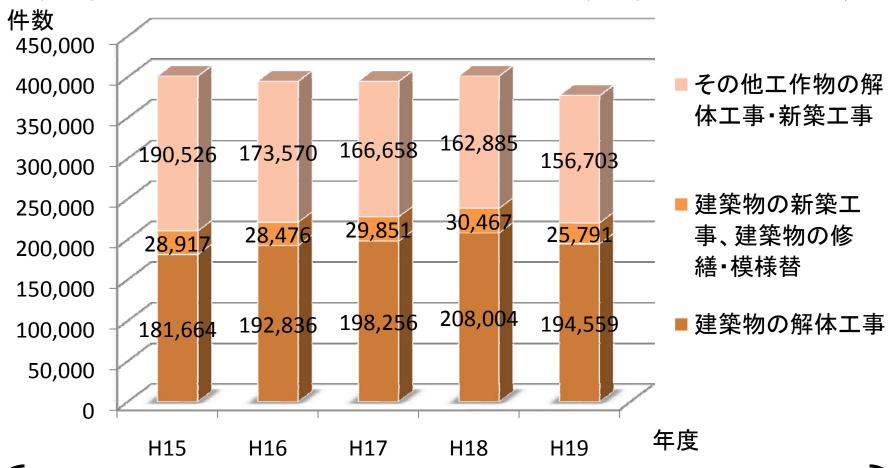
3. 排出事業者には、排出する多種多量の建設廃棄物の処理を管理する資質が求められる

建設系廃棄物は、一度に大量かつ多種類の廃棄物が生じ、かつ、受注産業であるため発注者から建設工事を請け負う建築物によってその内容が異なる。排出事業者は、このような廃棄物に応じた適切な処理を管理するために高度な知識と能力が求められる。

4. 不法投棄に占める割合が多い

不法投棄された廃棄物のうち、建設系廃棄物が占める割合は、件数では全体の76%、投棄量では全体の79%を占め、生活環境に与える影響が非常に大きい。
36

建設リサイクル法上の対象建設工事件数



建設リサイクル法に基づく、床面積の合計が80㎡以上の解体工事、床面積の合計が500㎡以上又は請負額が1億円以上の新築・増築等工事、請負額が500万円以上のその他工作物の解体・新築工事(以下「対象建設工事」)に関する、着手前の都道府県知事への届出又は通知件数。

ただし、当該届出件数は、届出が必要な工事の約7~8割にとどまると推定され、対象建設工事件数は、約50万件にのぼると推計される。

建設廃棄物の不適正処理が発生するメカニズム

建設廃棄物適正処理の徹底については、自ら処理における 適正処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を 防止することが不可欠である。

廃棄物処理法上は、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者が責任を負うこととされており、建設工事等においては原則として元請業者が排出事業者とされているが、契約形態によっては、元請業者及び下請業者が排出事業者に該当することもある。中にはこれを悪用して、本来排出事業者責任のないものが自ら処理をすると称して許可を取得せずに不適正な処理を行うことがあり、それが問題であるとする意見がある。

また、無許可業者への処理委託等による不適正な事例も問題とされている。

出典「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」

建設廃棄物の排出事業者責任に関する判決 (国家賠償請求事件)の概要

建設工事現場における排出事業者は元請業者であるという解釈を示した厚生省通知に対し、解体工事を行っている下請業者も当たるのであり当該通知は法の解釈を誤った違反なものとして、解体業を営む産業廃棄物収集運搬業者が、国を訴えた事案。 高裁判決で国の敗訴が確定。

〇 被告 国

原告 建築物の解体を主たる業務とする建設業者で、大手メーカーの下請け業者

- ・住宅用建築物等の解体を行う建設業の東京都知事許可取得
- 産業廃棄物収集運搬業の東京都知事、千葉県知事、埼玉県知事許可取得

〇 訴えの概要

原告が、建築工事における下請け業者が工事現場から排出される廃棄物の処理を行う場合、廃棄物処理業の許可が必要であるとした昭和56年環産第14号産業廃棄物対策室長通知は、廃棄物処理法の解釈を誤った違法なものであるとして、本来必要のない産業廃棄物処理業の許可を取得せざるを得なかったために要した費用の支払いを求めたもの。

〇 東京高裁判決(平成5年10月28日) (抜粋)

- ・・・・(略)・・・ 当該産業廃棄物がその事業活動に伴って排出されたものといえるかについて、<u>少なくとも産業廃棄物を排出する単位として観点されるひとまとまりの仕事</u>(何がこの意味のひとまとまりの仕事であるかは、社会通念に従って判断される。)<u>の全部を請け負い、それを自ら施工し、したがってその仕事から生ずる廃棄物を自ら排出した事業者は、たとえそれが下請けの形態をとっていたとしても、</u>通常、廃棄物を排出した主体(事業者)に当たるということができる。
- ・・・・(略)・・・ 被控訴人のいうように、建設工事の場合、元請業者だけを排出事業者ととらえ、一元的に廃棄物処理責任を負わせるとすると、行政当局による指導監督上便宜な面があり、その意味で廃棄物の適正処理の確保に資するという面があるともいえるが、そのような説は、立法論としてはともかく、現行法の解釈としては、到底採り得ないというべきである(被控訴人のように解釈するためには、法に「建設工事においては、産業廃棄物を処理する責任を負う事業者とは、建設工事の発注者から直接工事を請け負う施工業者をいう。」といった趣旨の規定を置く必要がある。)。
- ・・・(略)・・・ したがって、控訴人のように発注者から建設工事を請け負った事業者から建築物の解体工事を請負者も、解体工事を 業とする限り法にいう事業者に当たり、かつ、同人がその解体工事から排出された産業廃棄物を自分で運搬、処分する場合は、法第14 条第1項ただし書きにあたると解釈すべきであり、厚生省が通知で対外的に示した解釈は正しいとはいえなかった。 39

廃棄物処理法上の、排出事業者の 責務に関する規定について

事業者の責務 (法第3条第1項)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業者の義務 (法第11条第1項)

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

建設系廃棄物の排出事業者に関する通知

産業廃棄物処理業の許可事務遂行上の留意点について(昭和56年環産第14号)

建設工事を発注者甲から請け負った乙が、建設工事に伴って生じる産業廃棄物の処理を自ら行わず他の者丙に行ります。わせる場合は、乙は産業廃棄物の排出事業者に該当し、丙は産業廃棄物の処理業者に該当することになるので、これである。のことを関係事業者に周知徹底させるとともに、必要となる産業廃棄物処理業の許可事務を遂行すること。



高裁判決を受け、解釈を変更

建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について(平成6年衛産第82号)

- 1 建設工事における排出事業者の範囲等について
- (1) 建設工事を発注者Aから請け負った建設業者(元請業者)Bは、当該建設工事から生じる産業廃棄物の 排出事業者に該当することから、その処理を自ら行わず他の者に行わせる場合には、産業廃棄物処理業 の許可を受けた者に委託することが必要であること。
- (2) ただし、元請業者Bが他の建設業者(下請業者)Cに対し、例えば、
 - ①当該建設工事の全部を一括して 請け負わせる場合

又は、

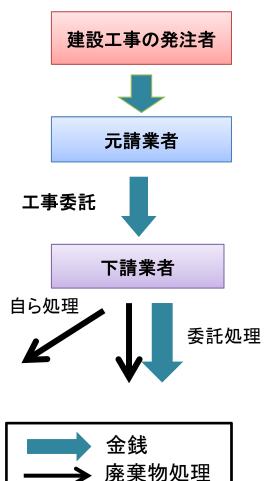
②当該建設工事のうち他の部分が 施工される期間とは明確に段階が 画される期間に施工される工事 のみを一括して請け負わせる場合 / i Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている と認められるときは、B及びCが排出事業者に該当する。

であって

- ii Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている と認められないときは、Cが排出事業者に該当する。
- (注) Cが請け負った建設工事のうちの全部又は一部を、更に他の建設業者D(孫請業者)に請け負わせる場合等についても、 このような考え方が適用される。
- (3) なお、Cが排出事業者に該当する場合((2)①及び(2)② ii については、建設業法第22条の規定が適用され、このような形態の請負は原則として禁止されていることに留意すること。

現場で排出事業者の特定が困難となるケース

■ 建設工事における事例



元請業者から下請業者へ工事を委託する場合の委 託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

| 元請業者から 下請業者への 工事委託方式 | <原則> 委託 | <例外> 全部又は独立した一部を一括委託 | |
|----------------------------|------------|---|--|
| 排出事業者となる者 | 元請業者 | 元請業者が自ら総合的に 企画、調整及び指導を 行っていると 認められないとき | 元請業者が自ら総合的に 企画、調整及び指導を 行っていると 認められるとき |
| | | 下請業者 | 元請業者と 下請業者 |
| 下請業者が行う 処理の位置づけ | 委託処理 | 自ら処理 | 自ら処理 |
| 下請業者の 処理業許可 | 必要 | 不要 | 不要 |

マニフェスト制度について

趣旨

廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等に不適正処理を防止し、排出 事業者責任に基づく適正な処理を確保すること。

概要

事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む。)に対して、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、最終処分まで確認することを義務付けるもの。

マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)は、

- ① マニフェストを一定期間内に受け取らないとき
- ② 受け取ったマニフェストが、必要な記載事項を欠き、または虚偽記載があるときは、適切な措置を講じなければならない。

講ずべき適切な措置

- ・生活環境保全上の支障の発生の防止及び支障の除去に必要な措置を講ずること
- •その講じた措置の内容を都道府県知事に届け出ること

マニフェストに関する附帯決議

平成17年法改正(第162回国会)

衆議院環境委員会(平成十七年四月八日)

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、 電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡 大をする方策を検討すること。

また、利用者に対するインセンティブの付与、公共工事等における電子マニフェストの活用促進、モデル事業の計画的実施などを含む普及拡大策を早急かつ積極的に実施すること。

電子マニフェスト制度の特徴

利点

- 紛失・破棄のおそれがない (センターが一括保存)
- 〇 記載漏れが防止できる
- 登録後の情報改ざん、偽造がなされ にくい
- 〇 迅速かつ正確な情報整理が可能
- 〇 事務費用が軽減できる

課題

- 電子マニフェスト導入時の初期コストが かかる
- 少量・少頻度排出事業者にとっては、 コストが増加する
- くもそもマニフェスト違反を企図する場合は、防止できない (紙マニフェストも同様)

利用料金体系(排出事業者)

| 料金区分 | A料金(税込) | B料金(税込) | C料金(税込) (少量排出事業者団体加入) |
|-------------------|-----------|-----------------|------------------------------|
| 加入料 | 5, 250円 | 3, 150円 | 3, 150円 |
| 基本料(年額) | 26, 2500円 | 2, 100円 (40件まで) | 不 要 |
| 登録料(1件) | 10. 5円 | 63円 (41件から) | 63円 |
| メリットがでる 年間登録件数 | 509件以上 | 34~508件 | 33件以下 |

電子マニフェストについて講じてきた普及促進策

1. 電子マニフェストシステムの改善

- システムを改善し(通信高速化、 大量処理化、迅速化など)、新システ ムへ移行
- 〇 運用ルールを改善し、利便性を向上

2. 加入者に対するサービスの向上

- 〇 料金体系を見直し、少量排出事業者が取り入れやすい料金体系を新たに導入。
- 加入時の事務手続の簡素化
- 行政への各種報告の作成を支援するシステムを構築
- 加入処理業者情報の検索システムの提供

3. 関係者との連携強化

- 〇 関係省庁、地方公共団体と連携し、公共 工事等における活用を促進
- O ASP事業者との連携

4. 普及啓発活動の強化

- 〇 業界団体、地方公共団体等と共同でモデル事業を実施
- 〇 導入の利点を定量化し、広く情報提供
- 普及啓発促進ツール(ビデオ、小冊子、ポスター、ガイドブック)の開発、提供

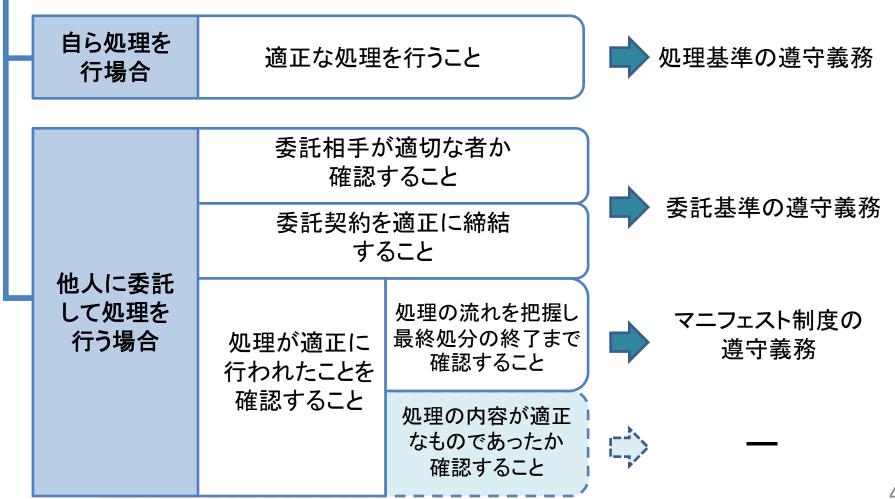
5. キャンペーン等の実施

- 加入料が無料となる普及促進キャンペーンの実施
- 〇 業界団体、地方公共団体等と連携した 説明会等の推進キャンペーンの実施 46

産業廃棄物の処理に関する排出事業者の責任について

原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。



産業廃棄物の処理を委託する際の基準

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない。

■ 運搬については収集運搬業者、 処分については処分業者に それぞれ委託すること。



- 委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- 委託契約は、以下の条項を含み、書面で行い、5年間保存すること。
 - 〇 委託する産業廃棄物の種類・数量
 - 〇 運搬の最終目的地所在地
 - 処分の場所の所在地、方法、施設処理能力
 - 〇 委託契約の有効期間
 - 〇 委託者が受託者に支払う料金
 - 〇 受託者が許可業者の場合はその事業範囲
 - 積替保管を行う場合はその場所の所在地、 保管できる廃棄物の種類、保管上限

- 委託者の有する以下情報と、その情報が変更した場合の 情報伝達方法
 - ◇ 産業廃棄物の性状・荷姿
 - ◇ 通常の保管状況下での腐敗、揮発など性状の変化
 - ◇ 他の廃棄物と混合することにより生ずる支障
 - ◇ 取扱う際に注意すべき事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関すること
- 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱い
- 委託契約書には、以下の書面を添付すること。
 - 受託者が、他人の産業廃棄物の処理を業として行うことであって、委託しようとする産業廃棄物の処理が、その 事業範囲に含まれることを証する書面(許可証の写し、認定証の写しなど)

委託契約書・帳簿等の電子化について

e-文書法の施行(平成17年4月1日)

民間事業者等に対して、法令で課せられている書面(紙)による保存・作成等に代わり、電磁的記録による保存等を行うことを容認するもの。

e-文書法(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、民間の主体が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

法令により義務付けられている紙での保存が、民間の経営活動や業務運営の効率化の阻害要因となっている他方で、情報通信技術の進展により、紙での保存に代えて、電子的に保存することが可能となっていることを踏まえ、平成16年に成立。



廃棄物処理法上の以下の書面について、電磁的保存・作成・交付が可能に。

(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則) 具体的な方法は、上記省令参照。

- 〇 帳簿の作成、保存。
- 収集運搬車等に備え付けなければならない書面(許可証等)の保存。
- 産業廃棄物の委託における、委託契約書・添付書類の作成、保存。
- 産業廃棄物の再委託における、書面による排出事業者の承諾書の保存、 再受託者に引き渡す文書の交付